

●公園計画

【計画の位置づけ】
法定計画（自然公園法第7条第1項）
【作成の手順、項目等】
国立公園の公園計画作成要領

【指定書】
1 指定理由
2 地域の概要
（1） 景観の特性
ア 地形、地質
イ 植生・野生生物
ウ 自然現象
エ 文化景観
（2） 利用の現況
（3） 社会経済的背景
ア 土地所有別
イ 人口及び産業
ウ 権利制限関係
3 公園区域

【公園計画書】
1 基本方針
2 規制計画
（1） 保護規制計画及び関連事項
ア 特別地域
（ア） 特別保護地区
（イ） 第1種特別地域
（ウ） 第2種特別地域
（エ） 第3種特別地域
イ 海域公園地区
ウ 利用調整地区
エ 関連事項
（ア） 木竹損傷規制区域
（イ） 汚水又廃水の排出規制区域
（ウ） 採取等規制植物
（エ） 植栽等規制植物及び区域
（オ） 捕獲等規制動物
（カ） 放出規制動物及び区域
（キ） 立入り規制区域及び期間
（ク） 乗入れ規制区域及び期間
（ケ） 捕獲等規制動植物及び区域
（コ） 動力船使用規制区域及び期間
（サ） 普通地域
オ 面積内訳
（2） 利用規制計画
3 事業計画
（1） 施設計画
ア 保護施設計画
イ 利用施設計画
（ア） 集団施設地区
（イ） 単独
（ウ） 道路
a 車道
b 自転車道
c 歩道
（エ） 運輸施設
（2） 生態系維持回復計画
4 参考事項
（1） 過去の経緯
（2） その他
別添 供覧用総括図

●管理運営計画

参考資料5

【計画の位置づけ】
任意計画
【作成の手順、項目等】
国立公園管理運営計画作成要領

項目	構成
（1）管理運営計画作成の経緯	管理運営計画の作成又は変更の経緯及びその要点
（2）管理運営計画区の概要	管理運営計画区を構成する風致景観及び自然環境の概況、利用の概況、公園計画（規制計画及び施設計画）の概況
（3）ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営計画区の風致景観及び自然環境、利用状況等の国立公園ごとの特徴を踏まえた国立公園の望ましい姿（国立公園の保護すべき資源、利用の方向性等）、国立公園が提供するべきサービス（役割）、国立公園の価値や保全・利用の目標をわかりやすく示したもの 総合型協議会において決定した内容を記載。
（4）管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ビジョンを実現するために、環境省や地域の国立公園関係者が、国立公園を管理運営していくに当たっての方向性 総合型協議会において決定した内容を記載。
（5）風致景観及び自然環境の保全に関する事項	管理運営計画区において保全すべき風致景観及び自然環境を整理の上、それぞれの保全方針を記載。また、当該方針に従い、保全のための指導事項、遵守事項及び地域ルール並びに環境省としての風致景観及び自然環境の保全に関して取り組むべき事項とともに、総合型協議会において決定し、行動計画に位置付けられた環境省を含む各主体の取組について記載。
（6）適正な公園利用の推進に関する事項	管理運営計画区において風致景観及び自然環境の希少性や脆弱性、地形的要素、アクセス条件等を整理の上、当該地域の利用方針を記載する。なお、利用方針を整理する際には、上記の整理に従いエリア分けした上で、エリアごとに利用方針を示すこともあり得る。また、当該方針に従い、適正利用のための指導事項、遵守事項及び地域ルール並びに環境省として適正な公園利用の推進に関して取り組むべき事項とともに、総合型協議会において決定し、行動計画に位置付けられた環境省を含む各主体の取組について記載する。
（7）公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 行為許可の取扱方針に対する審査基準（色彩等に係る審査基準。) 公園事業の取扱方針（上記に加え、利用に係る注意喚起等）
（8）国立公園関係者の連携体制等に関する事項	総合型協議会等に係る地域の国立公園関係者との連携体制
（9）その他及び参考資料	<ul style="list-style-type: none"> 上記（1）～（8）のほか、国立公園の管理運営において必要な事項 参考資料として、管理運営を行っていく上で情報共有を行うべき必要な資料